

建築設計等委託業務成績評定実施要領

(目的)

第1 この要領は、滋賀県の所掌する建築工事にかかる設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、その適切な実施を図ることにより、評定結果の活用による業務の受注者の適切な選定および指導育成を促進し、もって設計等委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の当初請負金額が100万円以上の委託業務のうち、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務ならびに積算業務および意図伝達業務をいう。）
- (2) 建築または建築設備に関する診断業務

(評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、滋賀県財務規則第242条に定める監督職員および第243条に定める検査職員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、業務毎の採点結果を基にして行う。

- 2 評定の結果は、別記様式第1に定める建築設計等委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5 検査職員は完了検査実施後速やかに、監督職員は業務の完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定表の提出等)

第6 評定者は、評定を行ったときは遅滞なく、評定表を課長（本庁）または事務所長等（以下「課長等」という。）に提出するものとする。

- 2 課長等は、建築設計等委託業務の検査が完了次第、速やかに評定表を「公共工事総合システム」により監理課長あて報告するものとする。また、「公共工事総合システム」が導入されていない部署については、毎月分の評定表を翌月15日までにまとめ、主務課経由で監理課長あて提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7 課長等は、評定者から評定表の提出があったときは、「建築設計等委託業務成績評定点通知および公表要領」に定めるところにより、評定の対象業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第8 課長等は、第7による評定結果の通知をした後に、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な修正を行わなければならない。

- 2 課長等は、前項の修正を行ったときは、「建築設計等委託業務成績評定点通知および公表要領」に定めるところにより、評定の対象業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

附則

この要領は、令和8年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。

建築設計等委託業務成績評定表

令和 年 月 日

課・機関名: _____

業務名称			
契約金額	当初:	最終:	
履行期間	当初:令和 年 月 日～令和 年 月 日	最終:令和 年 月 日～令和 年 月 日	
完了年月日	令和	年	月 日
完了検査年月日	令和	年	月 日
契約相手方名称・所在地	名称:		
	所在地:		
管理技術者氏名			
担当主任技術者氏名	総合:	構造:	
	電気:	機械:	
総括監督員 職・氏名			
主任監督員 職・氏名			
監督員 職・氏名			
検査職員 所属・職・氏名			
業務評定点			
業務評定点(総合点) ①-③[①-③-④] () []			
(再通知を行った日付 年 月 日)			
業務評定点(総合点)の内訳			
① 業務評定点(総合点:減点無し)	()	[]	
② 基礎点	()	[]	
③ 業務履行中または完了時に生じた事由による減.	()	[]	
④ 業務完了後に生じた事由による減点		[]	
管理技術者評定点			
管理技術者評定点	()	[]	
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳			
総合	()	[]	電気 () []
構造	()	[]	電気積算 () []
建築積算	()	[]	機械 () []
			機械積算 () []

※複数による検査が行われる場合、検査職員全員の所属、職および氏名を検査職員所属・職・氏名欄に明記すること。その際、総括検査職員(検査の結果を総括する職員)が定められた場合には、総括検査職員とそれ以外の検査職員の別についても明示すること。

※[]内は修正後